

新居浜工業高等専門学校外国人留学生規則

昭和 59 年 9 月 27 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校学則第 54 条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(教育課程)

第 2 条 留学生については、履修を円滑に行うため、特別に編成された教育課程をもつて、通常の教育課程の履修に替えることができる。

2 前項の特別な教育課程は、関係学科主任及び第 3 条第 1 項に定める指導教員が協議の上、編成し、教務委員会の議を経て、校長が定めるものとする。

(留学生指導教員)

第 3 条 留学生の学習及び生活指導に必要な指導、助言を与えるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

(留学生相談員)

第 4 条 学校生活等において、留学生に助言を与えるため、留学生相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 前項の相談員は、当該学科の学生の中から学科主任の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 相談員は、指導教員と連絡を密にし、随時その指導を受けるものとする。

(学則等の準用)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。